

■参加資格に関する検討について（案）

1) 応募企業に求める資格

応募者に求める資格	No.	参加資格	資格要件				
			単体企業		共同企業体		
			単体企業	協力事務所	代表構成員	構成員	協力事務所
設計者としての基本的資質	1	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。 (契約締結能力がない/破産手続き中/暴力団と関係がある/不正・業務妨害・虚偽の行為を行った等)	必須	必須	必須	必須	必須
	2	入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。	必須	必須	必須	必須	必須
基本となる登録	3	一級建築士事務所登録をしていること	必須		必須	必須	
長期プロジェクトを完遂するための財務健全性	4	東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において、建築設計格付（順位）が1位から100位以内の一級建築士事務所であること（建築設計格付（順位）は平成29年4月1日若しくは同5月1日時点で100位以内であること）	必須		必須		

○：該当する企業から配置    △：該当する企業のいずれから配置  
◆：協力事務所からの配置可能    —：該当する企業からの配置は不可

2) 一次審査提案書提出時に求める配置技術者資格

設計者に求める資質	No.	設計者に求める資格・実績	資格要件				
			単体企業		共同企業体		
			単体企業	協力事務所	代表構成員	構成員	協力事務所
建築士法上必要な資格	1	一級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること	○	—	○	—	—
	2	一級建築士の資格を有する建築総合主任技術者を配置すること (管理技術者との兼務は認めない)	○	—	△	△	—
	3	構造設計一級建築士を有する構造担当主任技術者、設備設計一級建築士の資格を有する設備担当主任技術者（電気設備主任技術者若しくは機械設備主任技術者のいずれか）を配置すること	○	◆	△	△	◆
公共施設整備プロセスの理解、庁舎建築（行政窓口機能、議会機能）の設計能力	4	地方公共団体の行政事務所庁舎（議場を含む）の設計業務に主体的に携わった経験を有する管理技術者を配置すること。（延床面積8,000㎡以上、改修設計業務の場合は、新築部分の延床面積8,000㎡以上であること）	○	—	○	—	—
	5	地方公共団体の行政事務所庁舎（議場を含む）の設計業務に主体的に携わった経験を有する建築総合主任技術者を配置すること。（延床面積8,000㎡以上、改修設計業務の場合は、新築部分の延床面積8,000㎡以上であること）	○	—	△	△	—
多目的ホールの設計能力（音響設計、舞台機構の知見）	6	客席数500席以上のホールを有する集会施設の設計業務に主体的に携わった経験を有するホール担当主任技術者及び音響担当主任技術者を配置すること。	○	◆	△	△	◆
広場空間の設計能力（ランドスケープ、緑地空間の知見）	7	RLA（登録ランドスケープアーキテクト）、RCCM（造園）、技術士（造園部門）、一級建築士のいずれかの資格を有し、建物と一体に整備された広場、ランドスケープの計画・設計に主体的に携わった経験を有するランドスケープ主任技術者を配置すること。	○	◆	△	△	◆
免震構造建築物の設計能力	8	免震構造建築物の設計業務に主体的に携わった経験を有する管理技術者を配置すること。（延床面積8,000㎡以上） ※管理技術者または建築総合主任技術者のいずれかが当該経験を有すること。	○	—	○	—	—
	9	免震構造建築物の設計業務に主体的に携わった経験を有する建築総合主任技術者を配置すること。（延床面積8,000㎡以上） ※管理技術者または建築総合主任技術者のいずれかが当該経験を有すること。	○	—	△	△	—
	10	免震構造建築物の構造設計業務に主体的に携わった経験を有する構造主任技術者を配置すること。（延床面積8,000㎡以上）	○	◆	△	△	◆
コスト管理能力	11	コスト管理士、建築積算士、一級建築士のいずれかの資格を有するコスト担当主任技術者を配置すること。	○	◆	△	△	◆

※ 『設計業務に主体的に携わった経験』とは、管理技術者、建築総合あるいは意匠担当主任技術者として配置されたことを示す。業務の実績は契約書若しくはPUBDISの写しを求め事務局にて確認する